

1 福祉・介護人材確保対策について

(1) 福祉・介護人材確保の現状と課題

人口減少社会を迎え、労働力人口全体は減少する見通しである。雇用政策研究会報告書(平成24年8月)のシミュレーションによると、平成22年の就業者数は、6,298万人であったが、平成32年には5,937~6,289万人に減少するものと推計されている。

一方、産業別で見た場合には、医療・福祉は656万人(平成22年)であったのが、757万人~860万人(同32年)にまで就業者数が増加する見込みである。

介護分野については、平成24年度の介護職員は約149万人と推計されており、団塊の世代がすべて75歳以上になる平成37年には約237~249万人の介護職員が必要となる見込み(年平均約6.8~7.7万人。介護職員の増は約6.3万人(20年度→21年度))である。(参考資料1参照)

また、介護分野で働く介護福祉士については、平成23年は約51.4万人(介護職員に占める介護福祉士の割合は36.7%)である。

近年の介護分野の労働市場の動向をみると、平成18年度から平成20年度にかけて有効求人倍率が急上昇し、その後はリーマンショックの影響等により低下した。しかし、平成22年夏以降、再上昇傾向にあり、介護人材の不足感が再び高まってきている。

(平成18年度:1.74倍→平成20年度:2.20倍→平成22年度1.38倍→平成24年11月1.84倍)

このため、引き続き人材確保対策を講じていくことが重要であるが、人材確保が困難な状況が続いている介護分野は、地域における成長分野と位置づけられ、今後の雇用の受皿としても期待されているところである。

各都道府県におかれては、雇用政策関係部局や、関係団体、学校関係者等とも連携の上、管内における労働者の就業状況や、新卒者の福祉・介護分野への就職状況の把握などに配慮するとともに、介護サービスの提供に当たって必要となる従事者の確保に向けた取り組みを進めていただくようお願いする。

(2) 介護福祉士の資格取得方法の見直し等について

「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会報告書」(平成23年1月20日)における提言を踏まえ、現在国においては介護人材のキャリアパスの整備を進めているところである。

現行のホームヘルパー研修については簡素化し、在宅・施設を問わない介護職の入口として「介護職員初任者研修」を創設し、本年4月から施行予定である。

介護職員初任者研修の施行にあたり、従前のホームヘルパー研修は平成25年3月に廃止されることとなるが、当該施行前に従前のホームヘルパー研修を修了している者については、介護職員初任者研修修了者とみなし、また、施行の際、従前のホームヘルパー研修を受講中の者で、施行後に当該研修を修了した者についても、介護職員初任者研修修了者とみなし、訪問介護の業務に従事することが可能である。

また、介護職員基礎研修については、本年度をもって廃止とされる予定であり、今後は、実務者研修に一本化されることとなる。

については、各都道府県においても、4月からの介護職員初任者研修の円滑な実施について遺漏なきよう準備を進めていただくとともに、平成27年度の介護福祉士国家試験の受験にあたり、実務者研修の受講が必要となる実務経験3年以上の受験者が、実務者研修を円滑に受講することができるよう、管内の実務者研修事業者の地方厚生局における指定状況について把握し、管内関係機関、関係団体への適切な情報提供、受講指導等をお願いする。

一方、介護福祉士養成施設については、平成27年度の卒業生から国家試験の受験（平成28年1月）が義務付けられることとなる。各都道府県におかれても、この旨ご了知いただくようお願いする。

また、訪問介護員の具体的な範囲については、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知）において示しているが、実務者研修において履修する科目は、介護職員初任者研修において履修する科目を包含するため、当該通知を改正し、実務者研修修了者についても訪問介護員の具体的な範囲に含めることとされた。

なお、介護福祉士資格取得後のキャリアパスについては、昨年度から老人保健健康増進等事業において制度のあり方、研修カリキュラム等について検討し、「認定介護福祉士制度（仮称）の方向性について」（平成24年3月）として、中間まとめを発表したところである。（実施主体：日本介護福祉士会）引き続き、本年度においては、10月からモデル研修を実施し、50名の受講者が医学的知識やリハビリテーション、生活支援技術等を学んでいるところである。

来年度は、研修カリキュラムの検証等を踏まえつつ、認証の仕組み、認証組織のあり方などについて研究を進めることとしている。

※ 中間まとめ、モデル研修の概要 (URL)

http://www.jaccw.or.jp/katudou/H24zyoseikinhokoku/H24_nintei.html

(3) 喀痰吸引等制度の円滑な実施について

平成24年4月より施行されている介護職員等による喀痰吸引等の実施においては、次年度以降においても、適切かつ安全な体制の中での実施が継続されるよう、喀痰吸引等研修の実施、喀痰吸引等を行う事業所や登録研修機関の登録及び管理等について、引き続き徹底するよう、よろしくお願ひしたい。

ア 平成25年度喀痰吸引等研修事業（セーフティネット支援対策等事業費補助金の活用等）について

① 研修補助事業の活用について

「都道府県喀痰吸引等研修事業」については、本年度に引き続き、来年度においても、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」（250億円）のメニュー事業として実施するので、各都道府県においては積極的に本事業に取り組みたい。

なお、省令に定める研修（第1～3号研修）以外の、都道府県における研修実施委員会等の体制整備、研修講師の養成確保、その他都道府県において喀痰吸引等研修の円滑な実施に必要と考えられる事業についても、引き続き補助対象とする予定であるので、講師及び研修修了者に対するフォローアップ等も含め、事業の活用につき積極的に検討されたい。

② 研修講師の養成について

都道府県における喀痰吸引等研修の研修講師の養成及び確保については、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等に基づき、今後も計画的な研修講師の養成確保が重要となる。

介護福祉士に関わる教育現場においては、介護福祉士養成施設等の教員養成を対象とした「医療的ケア教員講習会」についても行われているところである。

昨年度及び一昨年度には、こうした介護福祉士養成施設等の全国団体である（社）日本介護福祉士養成施設協会や、全国福祉高等学校長会においても、医療的ケアにかかる教員養成が行われてきたところである。

第1号及び第2号研修については、「指導者講習」等の修了者と「医療的ケア教員講習会」修了者である医師、看護師等については喀痰吸引等研修の講師として同等に望ましい扱いとしていることから、平成25年度以降、引き続き介護福祉士養成施設や、福祉系高校等の関係部局とも連携し、効果的な講師及び教員の養成・確保策が行われるよう努められたい。(参考資料2参照)

③ 研修の実施状況について

平成24年度における各都道府県の喀痰吸引等研修(第1・2号研修)の実施状況について、先般、各都道府県の協力の元、実施させていただいたところであるが、今般、平成25年度以降の研修計画策定等に資するよう、調査結果の概要(暫定版)についてお示しするので、適宜、活用されたい。(参考資料3参照)

イ 事業者等の登録及び管理について

本年度は施行初年度であることから、「登録特定行為事業者数」、「登録研修機関数」、「認定特定行為業務従事者認定証件数」につき、各都道府県から月次報告をいただいていたところであるが、施行後1年が経過したことから、平成25年度以降の報告については、本来の取扱いとして、平成23年11月11日付厚生労働省社会・援護局長通知でお示ししているとおり、毎年4月1日現在の状況を5月31日までに報告を行う方式に改めることとする。(※本年度の取扱いとしては、平成24年9月27日付け事務連絡により、3月分報告まで行うこと(3月19日〆切)) (参考資料4参照)

なお、平成27年度以降においては、喀痰吸引等の医行為実施の可否を含めた介護福祉士登録制度の運用が行われることになるが、その際には、介護福祉士の公益財団法人社会福祉振興・試験センターに対する登録申請上、現在、各都道府県において行われている「認定特定行為業務従事者」の登録管理の情報を介護福祉士が得る必要があることから、引き続き、登録及び管理事務についても徹底されたい。(参考資料5参照)

ウ その他の取り組みについて

平成24年度においては、制度施行後の状況について実態把握を行う観点から、複数の調査研究等(下記参照)についても実施されてきたところであるが、本年度未までの、こうした取り組みの成果も踏まえつつ、各都道府県の取組支援に資するよう、4月以降に厚生労働省HP～喀痰吸引等の制度について～についてもリニューアルを行う予定であるので、適宜活用されたい。

※ 平成24年度における調査研究等

- 『介護職員等喀痰吸引等制度の実施状況に関する調査研究事業』
(H24厚生労働省老人保健健康増進等事業：(株) 三菱総合研究所)
・ 中間集計結果（平成25年2月7日時点）の概要（参考資料6参照）
- 『民間介護事業者における介護職員等喀痰吸引制度の取組み意向並びに課題認識に関する調査研究事業』
(H24厚生労働省老人保健健康増進等事業：(社) シルバーサービス振興会)
- 『介護職員等の喀痰吸引等の在宅連携事例に関する調査研究事業』
(H24厚生労働省社会福祉推進事業：(社) 全国訪問看護事業協会)

<以下、参考資料2～6参照>

- 1 都道府県別「医療的ケア教員講習会」修了者数
～「(社) 日本介護福祉士養成施設協会」及び「全国福祉高等学校長会」～
- 2 平成24年度 喀痰吸引等研修（第1・2号研修）実態調査の結果について
- 3 喀痰吸引等制度施行後の状況（平成25年2月末現在値）
- 4 介護福祉士の登録についての管理体制イメージ
- 5 「介護職員等喀痰吸引等制度の実施状況に関する調査研究事業」
(H24 厚生労働省老人保健健康増進等事業：(株) 三菱総合研究所) 中間集計結果
(平成25年2月7日時点) の概要

(4) 福祉・介護人材確保対策の促進

ア 福祉・介護人材確保緊急支援事業の創設

福祉・介護人材確保対策については、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業において、各都道府県において実施してきたところである。

これまでの事業の成果により一定の効果が認められるが、前述のとおり、平成37年には約237～249万人の介護職員が必要となる見込みであり、引き続き、福祉・介護人材確保対策を実施する必要があることから、従前の事業に新たなメニュー（※）を加えた「福祉・介護人材確保緊急支援事業」として緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業（住まい対策拡充等支援事業分）に新たに位置づけ、喫緊の課題である福祉・介護人材確保の推進に緊急に対応するべく、平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費を使用して24年度から25年度までの切れ目のない事業実施を可能としたところである。

各都道府県におかれては、当該予備費を積極的に活用し福祉人材センター等の関係団体と連携を図り、管内の福祉・介護人材の確保がより一層進むよう取り組みをお願いしたい。(参考資料7参照)

なお、従前より福祉・介護分野への就職者等を事業成果として把握するために各都道府県より所定の様式に基づいて事業実施状況の報告を受けているところであるが、24年度の事業実施状況については、25年4月中旬に報告依頼をする予定としているのであらかじめ御了知いただくとともに、25年度の事業計画については、前述のとおり「福祉・介護人材確保緊急支援事業」として実施するため、その報告様式については、従前の様式を若干整理した上で、別途お示しする。

【福祉・介護人材確保緊急支援事業における事業メニュー例】

1. 福祉・介護人材の参入促進
2. 潜在的有資格者等の再就業促進
3. 福祉・介護人材マッチング機能強化
4. 介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保 (※)

介護現場に従事する者が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」を受講の際、その者の代替要員を確保する費用を補助し、その者が実務者研修受講中における施設のサービスの質を維持するとともに、その者の介護職としてのキャリアアップ・スキルアップを支援することを目的とする。

等

イ 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充 (参考資料8参照)

介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」については、平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費において、引き続き本事業の実施に必要な貸付原資の確保を行ったところであるので、各都道府県におかれては、貸付希望者に必要な資金を交付されたい。

また、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」を断ち切り生活の安定に資する資格の取得を支援するため、生活保護受給世帯の者が高等学校卒業後などに介護福祉士養成施設等に就学する場合に、通常の貸付内容(就学費用、入学準備金、就職準備金)に加えて、在学中の生活費の一部に充当できる費用(以下「生活費加算」という。)を上乗せして貸与できることとする貸付内容の拡充を行ったところである。

各都道府県におかれては、修学資金事業所管課と生活保護所管課が連携して本事業を活用することにより、家庭の経済状況等により進学に悩む子どもに対する支援が図られるよう取り組みをお願いしたい。

なお、生活扶助基準の見直しが予定されているところであるが、生活費加算の加算額は、貸付申請時の生活扶助基準（第1類）の範囲内の額としているため、生活扶助基準の見直し前に貸付申請が行われる平成25年度入学者には生活扶助基準の見直しの影響は及ばないものであるので、各都道府県におかれては、生活費加算の貸付にあたって適切な対応をお願いしたい。

ウ 福祉人材センターにおける人材確保対策

(ア) 被災三県における福祉・介護人材の確保

平成23年3月の東日本大震災で被災した岩手県、宮城県及び福島県においては、有効求人倍率が平成23年6月以降上昇し、平成24年についても引き続き高い傾向となっている。（参考資料9参照）

よって、被災した高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、また、介護施設等が良質なサービスを提供できるようにするためには、福祉・介護人材の確保がますます重要となっており、被災三県の福祉人材センターにおいても、就職フェアや出張相談の実施等、人材確保に取り組んでいるところである。（参考資料10参照）

各都道府県におかれても、管内の求職者等に対して、被災三県の施設情報や求人情報を積極的に提供するよう、都道府県福祉人材センターと十分連携を図るなど、更なる取り組みに向け、協力をお願いしたい。

なお、福島県相双地域等における介護職員不足に対しては、福島県と協働で「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」を設置し、相双地域やいわき市等を対象に県外からの介護職員等の応援事業を実施しており、引き続き協力をお願いしたい。

(イ) 都道府県福祉人材センターにおける取り組み

都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクにおいては、福祉・介護人材の就業援助（無料職業紹介事業）や求人事業所と求職者双方のニーズを的確に把握し、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図るべく、福祉・介護人材マッチング機能強化事業等、福祉・介護人材の確保に取り組んでいるところである。

（参考資料11）

前述のとおり、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業については従前の事業と新たなメニューを加えた「福祉・介護人材確保緊急支援事業」として実施することとしているが、その事業メニュー例として「福祉・介護人材マッチング機能強化」を継続することとしたので、各都道府県におかれては、当該事業の積極的な活用により管内の福祉・介護人材の確保が一層進むよう取り組みをお願いしたい。

(ウ) ハローワーク及び介護労働安定センターとの連携

都道府県福祉人材センターがより効果的に活動するためには、ハローワークとの連携が不可欠であるため、各都道府県におかれては、両組織と調整いただき、利用者の立場に立ったきめ細かなサービスの実施に向けて、より一層連携が図られるよう、配慮をお願いしたい。(参考資料12参照)

また、介護労働者の雇用管理の改善のため、相談援助や講習会、調査研究等を行っている介護労働安定センターとの連携についても、福祉・介護人材の就業後の職場定着を図るためには重要であるので、各都道府県におかれては、より一層連携が図られるよう、配慮をお願いしたい。

エ 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者・その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、平成20年7月に、毎年11月11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知・啓発を図るため、「介護の日」の前後2週間(11月4日から11月17日まで)を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

今年度も、各都道府県等において地域の実情に応じた様々な啓発活動を積極的に実施・御尽力をいただいたことに関し、厚く御礼を申し上げたい。本年度の各都道府県等の取り組みについては、厚生労働省ホームページに掲載しているので、参照されたい。

各都道府県等におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、様々な啓発活動を行っていただくよう、協力願いたい。

(5) 福利厚生センターによる福利厚生事業

福利厚生センター（ソウェルクラブ）は、社会福祉法に基づき厚生労働大臣の指定を受け、社会福祉従事者の福利厚生を増進するため、健康支援、余暇支援、生活支援、啓発支援といった分野毎に、多種多様なサービスを提供している。

昨年10月には「ソウェルクラブ“クラブオフ”」事業を開始し、優待割引サービス分野の充実を図り、また、WEB申請の拡大等による手続きの簡素化・迅速化も進めるなど、積極的な事業運営が行われている。

今後とも同センターが積極的に活用され、社会福祉事業従事者の福利厚生の一層の充実が図られるよう、特段のご配慮をお願いしたい。（参考資料13参照）

(6) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

ア 社会福祉専門職大学院

専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

現在、新たな制度（認定社会福祉士・認定上級社会福祉士制度）への対応のためのカリキュラム改正が進められ、また、市町村福祉行政等に助言、指導できる都道府県専門職の養成にも力を入れている。これまでに熊本県（4名）、長崎県（3名）、埼玉県（3名）、東京都（2名）から職員が派遣されるなど、複雑化する社会福祉行政への対応として、行政機関からの職員派遣が増えつつあり、卒業後の現職での活躍が期待されているところであるので、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科（ケアマネジメントコース、ビジネスマネジメントコース）

平成26年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。（TEL042-496-3000）

<入学試験日>

<出願期間>

・第Ⅰ期	平成25年10月20日（日）	25年 9月13日（金）～10月 3日（木）
・第Ⅱ期	平成25年12月 8日（日）	25年11月 5日（火）～11月21日（木）
・第Ⅲ期	平成26年 1月26日（日）	25年12月16日（月）～ 1月 7日（火）
・第Ⅳ期	平成26年 3月 1日（土）	26年 1月20日（月）～ 2月10日（月）

イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス及び文京キャンパス（文京区茗荷谷）において、次のような社会人を対象とした各種講座を実施しているので、各都道府県等におかれては、職員の派遣方について検討するとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。

- 福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「スキルアップ講座」
- 福祉事務所等における処遇困難事例の対応策を学ぶ「福祉マイスター道場」
- 福祉経営に携わる職員向けの「福祉経営塾」

（詳細については、日本社会事業大学ホームページ「専門職大学院リカレント講座」を参照願いたい。http://www.jcsw.ac.jp/s_guniversity/skill_kouza.html）

(7) 社会福祉事業従事者に対する研修等

平成25年度において、地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とする社会福祉研修及び通信教育課程を「全国社会福祉協議会中央福祉学院」及び「国立保健医療科学院」において実施することとしている。

ア 全国社会福祉協議会中央福祉学院

全国社会福祉協議会中央福祉学院（ロフォス湘南）においては、社会福祉主事及び社会福祉施設長等の資格認定通信課程、社会福祉法人経営者等を対象とする研修を実施する予定であるため、各都道府県におかれては、管内の市町村及び関係団体への周知をお願いしたい。（参考資料14参照）

イ 国立保健医療科学院

国立保健医療科学院は、社会福祉、保健医療及び生活衛生に関する地方自治体職員などの教育訓練等を行う予定であるため、各都道府県におかれては、職員の受講について検討するとともに、管内の市町村への周知をお願いしたい。（参考資料15参照）

2 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて

(1) 現状

経済連携協定（EPA）に基づき、現在、インドネシアとフィリピンの2カ国から、介護福祉士候補者の受入れを行っており、その概要は以下のとおりである。（参考資料18参照）

ア インドネシア（平成20年7月 協定発効）

インドネシア人介護福祉士候補者の受入れに関しては、受入れ施設で就労しながら国家試験の合格を目指す就労コースが設けられている。

	受入れた候補者数
平成20年度	104名
平成21年度	189名
平成22年度	77名
平成23年度	58名
平成24年度	72名

イ フィリピン（平成20年12月 協定発効）

フィリピン人介護福祉士候補者の受入れに関しては、上記の就労コースと、養成施設で就学し資格取得を目指す就学コースの2つが設けられている。

	受け入れた候補者数	
	就労コース	就学コース
平成21年度	190名	27名
平成22年度	72名	10名
平成23年度	61名	募集なし
平成24年度	73名	募集なし

(2) 平成25年度の受入れ

平成25年度においては、インドネシア・フィリピンともに、最大で300人の候補者を受け入れることとしており、受入調整機関である（社）国際厚生事業団において、日本側の受入れ施設の募集、日本での就労・研修を希望する候補者の確定、受入れ施設と候補者とのマッチングを行ったところである。今後は、母国での日本語研修を経て、平成25年6月頃、入国手続を行い、その後、日本語研修を開始する予定である。

(3) 候補者に対する学習支援策（平成25年度予算案）

平成23年度には、平成20年度に入国したインドネシア人候補者が初めて国家試験を受験し、35名が合格した。また、平成24年度は、平成21年度に入国したフィリピン人候補者が初めて国家試験を受験した。（参考資料19参照）

社会・援護局においては、意欲と能力のある候補者が一人でも多く試験に合格し、介護福祉士資格を取得できるよう、様々な支援を行っており、本年度から介護福祉士の資格を取得できずに帰国した者の再チャレンジ支援も行っているところである。

また、平成25年度予算案においては、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の対象経費を拡充し、候補者及び受入れ施設への支援を強化することとしており、その概要は以下のとおりである。

当該事業については、セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用して実施する予定である。各都道府県におかれては、管内の受入れ施設に対する積極的な周知と事業の活用促進をお願いしたい。なお、本事業は各都道府県に財政負担を求めるものではない。

ア 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

①受入施設が行う候補者の日本語学習や介護分野の専門学習の費用、学習環境の整備の費用及び②受入れ施設の研修担当者の活動に対する費用（手当）について補助する。

補助率	定額（10/10）
①候補者1人当たり	年間23.5万円以内
②1受入施設当たり	年間8.0万円以内

※ 対象となる学習経費等の例

日本語講師や養成校教員等の受入れ施設への派遣、日本語学校への通学、民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加、学習支援に必要な備品購入及び受入れ施設の研修担当者の活動に対する支援（手当）等

イ 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修並びに就労2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）を実施する。

また、介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援（模擬試験の実施等）を実施する。

（4）候補者の滞在期間の延長について

ア 平成21年度に入国したインドネシア人及びフィリピン人候補者について

「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」（平成23年3月11日閣議決定）に基づき、外交上の配慮の観点から、平成21年度に入国したインドネシア人及びフィリピン人候補者のうち、平成24年度の介護福祉士国家試験に合格しなかった候補者については、

- ・ 候補者本人から国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること
- ・ 受入機関により、国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、適切な研修を実施するとの意思が表明されていること
- ・ 介護福祉士国家試験の得点が一定の水準以上の者であること

等の条件を満たす場合に、追加的に1年間の滞在期間の延長が認められる。滞在期間の延長についての具体的な要件等は、今後関係省庁と調整のうえ、平成24年度の介護福祉士国家試験の合格発表後を目途に、別途お知らせする予定である。

イ 平成22年度以降に入国したインドネシア人及びフィリピン人候補者について

平成22年度と平成23年度に入国したインドネシア人とフィリピン人候補者及び平成24年度に入国したフィリピン人候補者は、6か月間の訪日前の日本語研修を受けていないため、「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」（平成25年2月26日閣議決定）により、上記アと同様の条件の下に、追加的に1年間の滞在期間の延長を認めることが決定されている。

（5）ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れについて

平成24年4月に「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換」が完了し、ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れに関する基本的枠組みについて、ベトナム政府と合意に至っている。合意された交換公文に基づき、

- ・ ベトナムにおける3年制又は4年制の看護の課程を修了し、かつ、ベトナム国内において日本語研修を受け、日本語能力試験N3に合格した介護福祉士候補者が、
- ・ 就労コース（雇用契約に基づき日本の受入れ施設で研修・就労するため、最大4年間の滞在を認め、滞在期間中の国家試験の合格を目指す）により入国することが予定されている。

第1陣の介護福祉士候補者は、現在、ベトナム国内で日本語研修を受講中であり、平成26年半ばの訪日を予定している。

(6) 配置基準の見直しについて

介護福祉士候補者の配置基準上の取扱いについては、平成24年4月から、受入れ施設での就労開始日から1年を経過した候補者等を、夜勤の介護報酬加算等、一部の配置基準の算定対象に含めることを可能としたところである。

さらに、平成25年4月から、受入れ施設での就労開始日から6ヶ月を経過した候補者等について、職員の基本の配置基準や夜勤の基本の配置基準への算入を認める告示の改正を、3月6日に行っている。見直し後の取扱いの詳細については、同日付けで、各都道府県等宛に発出した通知をご参照されたい。(参考資料20参照)

3 社会福祉法人を取り巻く状況について

(1) 社会福祉法人の役割について

ア 生活困窮者の生活支援への対応

先般、「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」において生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに関する報告書が取りまとめられたところである。本報告書においては、社会福祉法人について、以下のとおり、相談支援や就労支援などの場面での活躍が期待する旨記載されている。

社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 報告書（抜粋）

Ⅲ 新たな生活困窮者支援制度の構築について

2 新たな相談支援の在り方について

- 現在、生活保護受給者以外の生活困窮者に対しては、公的な相談支援が十分に行われているとは言い難い。今後は、生活保護受給に至る前の層への支援を強化するため、本人の状況に合わせた丁寧な対応を行う新たな相談支援体制を構築することが必要である。
- 生活困窮者に対する相談支援事業の実施主体は地方自治体であるとしても、既存の福祉事務所が全てを担うことは困難である。このため、地方自治体からの委託を受け、社会福祉法人や社会福祉協議会、NPO等の民間団体も事業を実施できるよう必要な法整備を行うことが必要である。
特に、社会福祉法人は社会福祉の中心的な担い手であることをあらためて自覚し、この分野でより積極的な役割を担うべきとの意見があった。

3 就労準備のための支援の在り方について

- 生活困窮者の就労意欲の喚起のためには、その前提としての動機づけ、一般就労に向けた基礎能力の形成など、いくつかの段階を設けることが必要である。このため、生活困窮者の一般就労に向けてこうした能力を培うための支援を一貫して行う事業（以下「就労準備支援事業」という。）の実施が必要である。
- 就労準備支援事業の実施主体は、後述するような新たな相談支援事業の実施主体との連携の必要性等も踏まえると、福祉事務所を設置している自治体を中心とすることが考えられる。一方で、きめ細かな対応をするためには、住民に最も身近な基礎自治体の実施主体となることが適当であるとの意見もあった。
- その際、この分野では既に民間団体において先駆的な取組があることも踏まえ、事業の推進に当たっては、地方自治体からの委託を受け、社会福祉法人やNPO等の民間団体が主体的に役割を果たしていけるような制度設計を検討することが必要である。

4 中間的就労の在り方について

- 生活困窮者の中には、直ちに一般就労を求めることが難しい者もいるので、段階的に、中間的な就労の場や社会参加の場を設けることが必要である。
- 中間的就労は、社会福祉法人、NPOや社会貢献の観点から事業を実施する民間企業などのいわゆる社会的企業の自主事業として考えるべきである。特に、一般の企業と比べて事業を立ち上げる上での支援を受けている社会福祉法人は積極的に取り組むべきであり、中間的就労を広げていくためにも、まずは社会福祉法人が成功事例をつくっていくことが期待される。

- なお、社会福祉法人が中間的就労を提供することについては、
 - ・ 社会福祉法人は社会福祉事業の実施という従来の制度対応のみならず、生活困窮者を始めとした地域の中の新たな課題に応えるために福祉的な支援をしていく必要がある。
 - ・ ただし、社会福祉法人には事業経営の専門家が不足しているため、団塊世代の企業OBの力を発揮してもらうことなども検討すべきである。これは事業内容の開発創造と安定した経営基盤の両面から期待されることである等々の意見が出された。

このように、社会福祉法人には、地域における公益的事業の担い手として従来の社会福祉事業のみならず、生活困窮者支援の実施等の役割が求められていることから、各都道府県等におかれては、このような社会福祉法人の役割を理解いただき、所管する社会福祉法人に対して、本報告書の情報提供等をお願いしたい。

イ 法人運営の透明性・適正性の確保について

昨年11月に開催された行政刷新会議規制・制度改革委員会において、社会福祉法人は税制優遇が措置され公益性を有する法人であることから、財務諸表の公開、外部監査の活用義務付け、全法人が第三者評価を受審するための仕組み作りを検討すべき等との指摘がなされたところである。

また、本年1月に設置された規制改革会議においても、以下のとおり検討課題として提言されている。

現行の社会福祉関係法令や関係通知では、外部監査等について、義務づけまでは行っていないところであるが、社会福祉法人の運営の透明性・適正性を確保する観点からは、法人自ら積極的な取り組みを行うことが望ましいものである。

現在、これらの取組状況について、所轄庁を通じて全国の社会福祉法人に対し、実態把握をお願いしているところであるが、これは今後、規制改革会議等に係る社会福祉法人の在り方を議論する上で、大変重要であると考えており、未だ回答をいただいていない所轄庁においては、所管する社会福祉法人から回答を取りまとめの上、できるだけ速やかに提出をお願いしたい。

第2回規制改革会議（平成25年2月15日開催）資料2 ～抜粋～

I. 健康・医療

13 介護事業の効率化

社会福祉法人は、その事業経営の透明性の確保を目的とし、外部監査を活用することが適当とされているところ、外部監査は積極的には活用されておらず、不適切な会計処理が散見されるとの指摘がある。

社会福祉法人の経営の透明性を向上させるとともに、競争原理によるサービス向上を実現する観点から、経営の一層の効率化を図り得る仕組みにすべきではないか。

ウ 社会福祉法人の合併、法人間連携等の推進について

平成18年に厚生労働省と社会福祉法人の経営者、学識経験者などで構成された社会福祉法人経営研究会が取りまとめた報告書「社会福祉法人経営の現状と課題」の中では、社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした環境変化に的確に対応して、経営を効率化し、安定化させていくために、複数の施設・事業を運営し、多角的な経営を行える「規模の拡大」を目指すことが有効な方策である、とされている。

その一つの方策として、「合併・事業譲渡・法人間連携」の推進が提起され、具体的な手順を示した「社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き」も取りまとめられている。

各都道府県におかれては、本手引きを参考にする等、所管する社会福祉法人に対して、必要な助言等をお願いしたい。

《参考》

- ・「社会福祉法人経営の現状と課題」
(平成18年8月社会福祉法人経営研究会)
- ・「社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き」
(平成20年3月社会福祉法人経営研究会)

(2) 一般市への権限移譲について

平成23年8月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の改正により、主たる事務所が市の区域にある社会福祉法人（地区社会福祉協議会である社会福祉法人を除く。）であってその行う事業が当該市の区域を越えない法人については、本年4月から当該市が所轄庁となることとなっている。

このため、各都道府県は、一般市に所轄庁の権限が移譲される法人を把握するとともに、一般市に対し事務処理内容や個別法人への説明等権限移譲が円滑に進むよう、対応をお願いしたい。

(3) 個人が社会福祉法人に寄附を行った場合における税額控除制度の周知について

平成23年6月の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の改正により、個人が一定の要件を満たした社会福祉法人、特定非営利活動法人等へ寄附金を支出した場合、寄附者が所得控除制度か税額控除制度かのいずれかを選択することができるようになっていく。

税額控除制度は、個人による小口寄附を促進する効果があるものであり、新たな寄附者が増えることなどが期待されており、この制度利用のためには、社会福祉法人が申請し、一定の要件を満たしていることの所轄庁からの証明を受けることが必要となっている。

社会福祉法人については、他法人と比較して税額控除制度の利用状況が低調であることから、各都道府県等におかれては、所管法人に対して制度活用を積極的に周知いただくようお願いしたい。また、ホームページ等を活用し、住民等への広報についても併せてお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について」
(平成23年8月2日社援基発0802第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)

(4) 社会福祉法人の指導監査について

ア 対象法人の重点化について

法人の指導監査については、法人運営における関係法令の遵守状況などに特に問題のない法人で、外部監査の実施や施設経営における積極的な取組等を実施している法人については、所轄庁の判断で実地監査を4年に1回とする等の取扱いとする一方で、法人運営に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、現況報告書の審査結果等により法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、所轄庁の判断で特別監査を実施することとしているところである。

各都道府県等におかれては、上記の趣旨を踏まえ、指導監査の対象について、法人運営に大きな問題がある法人や、事業活動状況等から問題が生じるおそれがある法人に重点化するなど、より効率的かつ効果的な指導監査をお願いしたい。

また、効率的な監査実施、法人の負担軽減のため、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日雇児発第4878号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)の規定に基づき、施設・事業の監査と並行して行われるよう努められたい。

イ 問題発生時の対応及び再発防止について

法人運営に大きな問題がある法人に対しては、関係部局等と十分連絡調整する等組織的な対応を行うとともに、問題の是正改善が図られるまでの間必要に応じ随時指導監査等を実施する等、徹底した改善をお願いしたい。

各都道府県等においては、このような問題が発生した法人に対しては、重点的かつ継続的に指導監査を実施するとともに、法令違反などが明らかになった場合には、社会福祉法第56条に基づき、改善命令（同条第2項）、業務停止命令、理事の解職勧告（同条第3項）、法人の解散命令（同条第4項）等も検討のうえ、適切な改善措置を実施されたい。（参考資料21参照）

ウ 法人指導監査に係る留意事項について

○ 資産の管理運用については、法人の基本財産以外の財産については、安全、確実な方法で行うことが望ましいとしつつ、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものや、基本財産として寄附されたものに限るなど、一定の要件のもとに、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を認めている。

一方、近年の金融技術の高度化に伴い様々な金融商品が登場してきており、その中には、元本保証のないリスクの高い金融商品も見受けられるところであり、過去には、これら元本保証のないリスクの高い金融商品で多額の運用を行った上に、資産運用に失敗し、事業規模の縮小のみならず、法人運営そのものの継続が不可能となる事例が見受けられる。

資産管理（運用）の失敗で法人運営に支障が生じると、当該法人の経営する事業の利用者（入所者）が大きな影響を受けることになるため、法人の資産管理（運用）について、役員や運用担当者等の当該金融商品のリスクについての理解等について留意するよう、指導されたい。

○ 社会福祉法人は、税制上の優遇を受けている等きわめて公共性の高い法人であることから、役員報酬については、勤務実態に即して支給し、役員報酬規程等を整備した上で、支給する必要がある。

報酬額について、具体的な基準はないが、その報酬が当該法人の収支状況等から見てあまりに多額になると、実質的配当とみなされ、社会的批判を受けるおそれがある。

各都道府県等におかれては、このような社会福祉法人の性格を踏まえ、指導監査にあたっては、十分留意されたい。

○ 各都道府県等からの厚生労働省に対する法人監査報告によると、全国的には、競争契約によるべきところを随意契約として契約しているものや決算関係書類の記載誤り等の会計管理に関する文書指摘が数多く見受けられた。

このため、各都道府県等におかれては、指導監査にあたっては、これらの点について重点的に確認を行うとともに、外部監査の活用を奨励する等、必要な助言・指導をお願いしたい。

4 社会福祉施設の防災対策について

(1) 社会福祉施設等の耐震化等整備の推進について

① 平成24年度補正予算について

社会福祉施設等の耐震化等整備については、平成21年度補正予算において創設した社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等により推進しているところであるが、平成24年度補正予算において、本基金に97億円を積み増し、実施期限を1年間延長するとともに、新たに、津波対策としての高台移転整備や小規模施設のスプリンクラー整備等を本基金の助成対象に追加したところである。

ア 高台移転整備の対象施設

現行の耐震化整備の対象施設（※）であって、都道府県が立地上津波対策としての高台移転が必要と認める施設

※ 対象施設

救護施設、更生施設、障害者支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設

イ スプリンクラー整備の対象施設の追加

現行のスプリンクラー整備の対象施設（※）であって、延べ面積27.5㎡未満の施設を追加

※ 対象施設

- ・ 救護施設、障害者支援施設、短期入所事業所、障害児入所施設、乳児院
- ・ 障害程度区分4以上の者又はこれと同様の者が利用するケアホーム、グループホーム、福祉ホーム

（ ※ 本基金（平成24年度補正予算97億円の追加交付分）は、内閣府の地域の元氣臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）の交付対象。 ）

併せて、平成24年度補正予算において、独立行政法人福祉医療機構に対する出資金46億円を計上し、耐震化整備やスプリンクラー整備に係る現行の優遇融資継続のほか、新たに、入所施設の高台移転整備の無利子化等の優遇措置を設けることとしたところである。

(参考) 独立行政法人福祉医療機構の優遇融資

社会福祉施設 (入所)	
融資率	(通常) 70~80% → (耐震化) 90% (高台移転) 95%
利率優遇	(耐震化) 通常利率 $\Delta 0.5\%$ (当初5年間) (高台移転) 無利子

※ 高台移転に係る二重ローン対策 (返済猶予や償還期間延長等) も実施

② 社会福祉施設等の耐震化及び高台移転整備の推進について

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の対象施設の耐震化整備については、全て耐震化を完了した県がある一方で、未だ多数の未耐震施設が残っている都道府県が存在しており、進捗状況にばらつきが生じている。

本基金対象施設については、自力避難が困難な障害児者や児童の入所施設であることから、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了するとともに、併せて、津波による被害が想定される施設の高台移転等についても促進していく必要がある。

各都道府県等におかれては、本基金や融資制度を積極的に活用するとともに、例えば対象施設について個別にヒアリングを行い耐震化整備等に向けた助言を行うなど、耐震化整備等を推進するための必要な支援をお願いします。

その他の社会福祉施設についても、社会福祉施設等施設整備費補助金、安心こども基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の活用等により、計画的に耐震化整備等を推進するための必要な支援をお願いします。

なお、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する補助制度「(住宅・建築物安全ストック形成事業 (社会資本整備総合交付金において実施)) (国土交通省1/3、地方公共団体1/3、民間事業者1/3) があるので、必要に応じて事業者に対する情報提供等をお願いします。

また、社会福祉施設等については、地域の防災拠点として、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、震災時等においては緊急避難的な措置として必要な要援護者の受入れを積極的に行っていただくよう、管内事業者に対して周知徹底をお願いします。

③ 社会福祉施設等の防火安全対策の徹底について

先般、長崎県の認知症高齢者グループホーム及び新潟県の障害者のグループホームの火災により多数の者が死傷するという痛ましい事故が発生したところである。

これを受け、各都道府県等に対して、「社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について」(平成25年2月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)により、

社会福祉施設等における防火安全対策の更なる徹底をお願いしたところである。

都道府県等におかれては、管内社会福祉施設等について、スプリンクラー等の消防設備の設置状況について点検を行うとともに、適切な対応がとられていない場合には、速やかな対応を講じるよう指導・助言を行うこと。

また、社会福祉施設等で万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制について、関係部局・機関や地域住民等と連携の下、万全の体制を確保するよう、管内市町村及び関係団体等へ周知徹底をお願いする。

なお、平成24年度補正予算により、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金について、消防法令上設置義務がない275㎡未満の障害児者、児童の入所施設や障害程度区分が4以上の者又はこれと同様の者が利用するケアホーム、グループホーム等をスプリンクラー整備の補助対象に追加するとともに、障害程度区分4以上の者がいない障害者のケアホーム・グループホームについても、従前より社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としているところである。

また、設置者負担についても、独立行政法人福祉医療機構の融資制度が活用できるので、これらの制度を積極的に活用し、スプリンクラーの設置の促進に努めること。

(2) 社会福祉施設等の土砂災害対策の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策の推進については、「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成22年7月27日付け社援総発0727第1号国河砂第57号厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長連名通知）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしているところであるが、今般、総務省行政評価局が社会福祉施設をはじめとする災害時要援護者関連施設の土砂災害防止対策の実態把握を行った結果、以下の課題が認められたところである。

各都道府県におかれては、以下の課題及び対応を踏まえ、改めて砂防部局や管内市町村と連携体制の強化をお願いする。

【総務省行政評価局による実態把握結果による課題と対応】

- 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の的確な把握
土砂災害のおそれのある箇所に立地する災害時要援護者関連施設の把握漏れなどが4県で39施設あり。
→ 土砂災害のおそれのある箇所及び災害時要援護者関連施設に関する情報についての都道府県民生部局と都道府県砂防部局との情報共有を徹底し、両部局において土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設を的確に把握しているかチェックすること。
- 土砂災害警戒区域における災害時要援護者関連施設の新設への適切な対応
土砂災害警戒区域内に新規立地されている例が4県で60施設、これらのうち施設の新設計画者への情報提供等が実施されていない例あり。
→ 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の新設に対し適切に対応する

ため、以下について徹底すること。

- ① 都道府県民生部局は、申請書の提出を受けた時点にとどまらず、早期に災害時要援護者関連施設（市町村管轄施設を含む。）の新設計画に係る情報の入手に努めることとし、市町村が同情報を入手した時点で、当該情報を都道府県民生部局に提供するように市町村に依頼すること。
- ② 上記①により情報を入手した際には、都道府県民生部局、都道府県砂防部局及び市町村が連携し、土砂災害警戒区域に係る情報を同施設の新設計画者に提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すこと。

併せて、土砂災害のおそれがある地域に所在する社会福祉施設等については、消防機関、市町村、地域住民等と日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の状況の情報共有や避難時や避難後の円滑な支援を行うための協力体制を確立する等、土砂災害対策に万全を期すよう必要な助言・指導をお願いします。

（3）災害福祉広域支援ネットワークについて

被害が甚大であった東日本大震災においては、被災地における要援護者（高齢者、障害児・者、妊婦、乳幼児等災害時に支援が必要な者）を支援する福祉人材の確保が困難となり、被災地域外からの広域的な支援を必要としたが、支援の仕組み、受入れの仕組みが事前に十分構築されておらず、効果的に進まなかったことが大きな教訓となったところである。そのため、福祉分野においても、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援する仕組みをできるだけ早期に構築し、大規模災害に備える必要がある。

今年度においては、災害福祉広域支援の体制及び緊急派遣チームの仕組み等について検討を行うとともに、先ずは都道府県単位でのネットワーク構築の足がかりとなる支援を目的に、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業により都道府県単位での福祉支援ネットワーク本部を設置するための事業等について、助成を行うこととしたところである。

既に福祉分野における広域的な支援ネットワークの構築に取り組まれている自治体もあると承知しているが、多くの自治体では未構築・検討されていない実情もあることから、平成25年度においても、引き続きネットワーク構築に係る助成事業について実施する予定である。詳細については決まり次第、独立行政法人福祉医療機構のホームページ等を通じてお知らせすることとしている。

都道府県におかれては、災害福祉広域支援ネットワーク構築の必要性についてご理解いただくとともに、平時から管内市町村や、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人をはじめとする民間福祉事業者等との連携に努めることにより、公民の連携による災害福祉広域支援体制を構築していただけるよう、格段のご協力をお願いしたい。

なお、災害福祉広域支援の体制及び緊急派遣チームの仕組み等について検討を行っているところであり、まとまり次第、各都道府県に情報提供する予定であるので、念のため申し添える。

(4) 福島県相双地域における介護職員等応援事業について

東京電力福島第一原子力発電所等が位置する福島県相双地域等における介護職員等の確保対策を検討するため、福島県と協働で「福島県相双地域等福祉人材確保会議」を設置し、福島県福祉人材センターや福島労働局等の関係者が集まり、福祉人材確保のための取組みについて協議をするとともに、応急的な措置として、昨年6月から介護職員等の応援事業を実施してきている。

福島県相双地域等においては、引き続き介護職員等の人材不足への対策が必要な状況になっているところであり、この応援事業を平成26年3月末まで延長することとしている。

既に昨年12月の事務連絡でお知らせしているところであるが、引き続き福島県相双地域等の施設に対する介護職員等の応援について、管内市町村、事業者等へ周知していただくなどご協力をお願いしたい。

(参考)

・「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業の延長等について」

(平成24年12月25日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課事務連絡)

(5) 被災地における共生型福祉施設の設置について

東日本大震災の被災地の復興に当たっては、福祉サービスの提供体制の再構築（社会福祉施設の再建を含む。）や地域コミュニティの再生・活性化が喫緊の課題であり、また、社会福祉施設再建の際には土地確保が課題として挙げられている。

これらの課題に対応するため、昨年7月に「被災地における共生型福祉施設の設置について」（平成24年7月31日付雇児総発0731第1号、雇児保発0731第1号、社基発0731第1号、障障発0731第2号、老高発0731第1号、老振発0731第2号）を发出し、被災地において、高齢者、障害児者及び子どもがともに利用でき、身近な地域で必要な福祉・コミュニティのための機能をコンパクトに1つの場所で担う「共生型福祉施設」の設置を推進していくこととしたところである。

また、被災地において共生型福祉施設の設置を推進するため、平成24年度正予算において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の助成対象事業に被災地における共生型福祉施設整備事業を追加したところである。

【事業概要】

- ・設置主体 市町村、社会福祉法人、公益法人、NPO法人 等
- ・整備区分等 創設
 - ※ 新築の他、既存施設を活用して新たに事業を実施するために必要な改修を含む。
- ・補助単価 5,000万円（定額 基金10/10）
 - ※ 施設整備に併せて施設と一体的な設備を整備する場合は、当該設備整備費について500万円（定額 基金10/10）以内で加算できる。

これを受け、先般、交付要綱、管理運営要領並びに関係事務連絡を发出したところであり、岩手県、宮城県及び福島県におかれては、本事業を管内市町村や事業者、関係団体等に幅広く情報提供いただくとともに、高齢者・障害児者・児童関係部局や管内市町村と連携し、共生型福祉施設の設置・運営に関する問合せ等に対して、必要な助言を行うなど、特段のご配慮をお願いする。

また、現在、被災地における共生型福祉施設の設置運営に関する手引の作成に向けて検討を進めているところであり、まとめ次第、各都道府県等に情報提供する予定であるので、念のため申し添える。

(6) 事業継続計画（BCP）の策定について

社会福祉施設等における防災対策は、主に防災設備の設置や避難対策などの取組がなされてきた一方で、災害発生時の備えや発生直後の対応、災害発生後の復旧といった経過に応じた対応計画については、浸透しているとは言えない状況にある。

災害発生により社会福祉施設が事業継続できなくなると、福祉サービス利用者の安全や場合により生命を脅かされるおそれもある。このため、災害発生等緊急事態により、「職員が出勤できない」、「施設・設備が利用できない」、「物品（食料品や飲料水等）が調達できない」、「ライフラインが使用できない」といった事態になっても、限られた経営資源の中で、利用者へのサービスを継続できるようにするための計画（事業継続計画）を策定しておくことで、迅速な事業復旧を可能とし、サービス利用者への影響を最小限にとどめることも可能となる。各都道府県におかれては、所管する社会福祉法人等に対して、積極的な取組を指導していただきたい。

(参考)

- ・平成23年度厚生労働省社会福祉推進事業「突発的に発生する緊急事態における社会福祉事業の継続に向けたモデル事業継続計画（BCP;Business Continuity Plan）策定とその普及事業」報告書（平成24年3月31日株式会社浜銀総合研究所）

5 社会福祉施設の運営等について

(1) 福祉サービス第三者評価推進事業について

「福祉サービス第三者評価事業」は、福祉サービスを提供する事業者のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、個々の事業者が施設運営における問題点を把握した上で、サービスの質の向上に結びつけるとともに、第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とした事業である。

平成16年5月に、現在の通知が発出されて以降の受審状況をみると、都道府県間に差があり、受審が進んでいない都道府県も見受けられる。(参考資料22参照)

昨年3月に全国社会福祉協議会福祉サービス第三者評価事業に関する評価基準等委員会において、報告書が取りまとめられたところであり、第三者評価事業を推進するための方策として、

- ① 評価機関、評価調査者の質の向上を目指す
- ② より質の高いサービスを目指すため評価基準を定期的に更新する
- ③ 利用者や住民への周知の推進する

ことが示されている。

本報告書を踏まえ、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(平成16年5月7日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)を改正したところであり、各都道府県においては、本事業の推進のため、必要な人員を配置するなど体制を整えていただき、法人経営者、施設長、利用者及びその家族等に対する本事業の広報活動、関係者出席の会議や説明会等の機会における制度説明などの取組、都道府県推進組織の支援をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」

(平成16年5月7日雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

- ・「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」について」

(平成16年8月24日雇児総発第0824001号、社援基発第0824001号、障企発第0824001号、老計発第0824001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

- ・全国社会福祉協議会ホームページ

<http://www.shakyo-hyouka.net/> (第三者評価事業トップ)

<http://www.shakyo-hyouka.net/pdf/p-06.pdf> (「福祉サービス第三者評価事業に関する評価基準等委員会」報告書)

<http://www.shakyo-hyouka.net/news4/fukyu-11.pdf> (事業者向けパンフレット)

http://www.shakyo-hyouka.net/news4/fukyu-09_2.pdf (利用者向けパンフレット)

(2) 苦情解決事業について

ア 事業者における苦情解決の取り組みについて

苦情解決事業については利用者保護の観点から仕組みを構築しているところである。

各都道府県におかれては、管内市町村及び社会福祉施設に対し、利用者からの苦情を踏まえ、提供するサービスに反映させ、サービスの質を向上させるという制度の重要性を再認識させるとともに、苦情解決の仕組みに関する体制を整備するよう、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

イ 運営適正化委員会における苦情解決の取り組みについて

運営適正化委員会については、公平性・中立性の確保や迅速な事務の執行など適正な運営が行われるよう、特に事務局長その他の事務職員の専従化や相談技術の向上、苦情解決合議体の最低2ヶ月に1回以上の開催、標準的な処理期間の公表、第三者委員向け研修会の積極的な実施について都道府県社会福祉協議会に対し、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

(3) 社会福祉法人新会計基準について

ア 社会福祉法人新会計基準の概要

社会福祉法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」のほか、「老人福祉施設指導指針」や「老健準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されていたところである。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められていたことから、平成23年7月に新たな「社会福祉法人会計基準」を定めたところである。(参考資料23参照)

なお、移行期間については、事務体制が整い、実施が可能な法人においては平成24年度(予算)から移行し、平成27年度(予算)には全ての法人において移行することとしている。

都道府県等におかれては、社会福祉法人新会計基準への円滑な移行が図られるよう管内社会福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

イ 研修体制について

セーフティネット支援対策等事業費補助金において、昨年度より「社会福祉法人会計基準(一元化)研修事業」を新設し、各都道府県・指定都市・中核市が所管の社会福祉法人の会計担当職員等に対する研修を開催した場合、その開催経費を補助(補助率1/2)しており、平成25年度においても引き続き実施する予定である。

なお、自治体職員向けの研修については、例年5月から6月に国立保健医療科学院において行われる社会福祉法人指導監査研修の中で、今年度に引き続き、社会福祉法人会計基準に関する研修を開催することを予定しているため、積極的な参加をお願いしたい。

(4) 感染症の予防対策について

ア インフルエンザは毎年冬期に流行を繰り返す、近年においては、高齢者施設における集団感染等の問題が指摘されており、社会福祉施設等においても十分な注意が必要とされている。各都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成24年11月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

(参考)

○厚生労働省ホームページ

- ・今冬のインフルエンザ総合対策（平成24年度）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza1/index.html>

- ・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

- ・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki24.pdf>

- ・インフルエンザQ & A（平成24年度）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

○国立感染症研究所感染症情報センターホームページ

- ・<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html>

イ 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」
(平成24年11月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「ノロウイルスに関するQ&A」(厚生労働省ホームページ)
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成15年7月25日社援基発第725001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知) 別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設における衛生管理について」
(平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知) 別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)、
C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成18年3月)

(5) 節電対策について

平成23年度に続いて策定された電力需給対策に基づき、本年度は全国的な節電要請が行われ、社会福祉施設等の節電対策に多大なご協力をいただいたところである。

社会福祉施設等の電力供給に関連する最大の懸案は計画停電への対応であるが、社会福祉施設等では、人口呼吸器による呼吸管理等が必要不可欠で、計画停電が生じた場合に生命や身体に重大な影響を及ぼすおそれがある者が利用している施設もある。

平成25年度における電力需給対策がどのようなものになるかは未定であるが、原子力発電所の再稼働が不透明な状況等を踏まえれば、現時点で行える計画停電への備えとして、自家発電機の購入の検討や、すでに自家発電機を保有している場合は、当該発電機の定期的な点検等を講ずるようお願いしたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設等における計画停電が実施された場合に備えた対応について」
(平成24年6月22日社援総発0622第1号、障企発0622第1号、老発0622第1号厚生労働省
社会・援護局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名
通知)

(6) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第3回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成24年8月24日雇児発0824第2号、社援発0824第3号、障発0824第2号、老発0824第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）に基づき、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設について、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導の徹底をお願いしたい。

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としており、積極的な活用を図り、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

また、独立行政法人福祉医療機構において、アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成25年度も引き続き実施することとしており、その活用方の周知も併せてお願いしたい。

なお、石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

(7) 社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

また、平成22年10月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」が施行され、木材利用の促進に係る取り組みを支援するため、独立行政法人福祉医療機構において、木材利用による施設整備事業の融資率の引き上げ措置を講じており、平成25年度も引き続き実施することとしていることから、積極的な活用が図られるよう、併せてその周知をお願いしたい。

6 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

(1) 福祉貸付事業について

平成25年度福祉貸付事業について

福祉分野については、今後、新たな成長が期待される分野と考えられることから、機構は当該分野に対する政策融資金融機関として大きな役割を求められているところである。

このような状況の中、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金及び安心子ども基金の積み増し・延長など、福祉、介護サービスの基盤整備に必要な整備費が平成24年度補正予算及び予備費で予算計上されたこと等を踏まえ、政策上必要とする貸付原資の確保を図るとともに利用者サービスの更なる向上を図るため、融資条件の緩和等を行うこととしているほか、東日本大震災の復旧・復興に向けた優遇融資等についても引き続き実施するので、管内の社会福祉法人等に対して、遺漏なきよう周知をお願いしたい。

また、2月5日付けで既に機構から各都道府県等あて連絡しているところであるが、平成25年度福祉貸付事業の具体的な取扱方針並びに貸付事務手続き等に関する「福祉貸付事業行政担当者説明会」が、機構主催で3月22日に開催される予定であるので積極的な参加をお願いしたい。

① 貸付規模

資金交付額 4,573億円（うち福祉貸付 2,515億円）

② 貸付条件の見直しについて

別表のとおり

③ 協調融資について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成20年度から福祉貸付全般に範囲を拡大したところである。また、「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成25年1月21日政策評価・独立行政法人評価委員会）においても併せ貸し（協調融資）の一層の拡大を図ることとされていることから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、その活用について助言をお願いしたい。（詳細は参考資料24参照）

（参考）

- 独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（抄）
（平成25年1月21日政策評価・独立行政法人評価委員会）

機構は、福祉・医療分野について、民業補完を徹底し、融資対象の重点化を図るものとする。また、これまでの融資や経営診断を通じて得てきたノウハウ等を民間金融機関に積極的に提供するとともに、借り手側にとってメリットがあるとされる併せ貸しの一層の拡大を図ることにより、民間金融機関の参入を促し、福祉・医療分野の更なる成長に資するものとする。その際、機構による貸付実績において、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について要因を分析し、当該分析結果を踏まえて利用の向上に資する取組を行うものとする。

（2）社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

① 平成25年度予算額（案）	250億円
ア 給付予定人員	71,893人
イ 給付総額	937億円

② 都道府県補助金について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所や障害者施設等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で1/3ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済は一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、平成24年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。

また、平成25年度においては、社会福祉施設職員等の退職者数が増加していること等から、補助金の増額が見込まれるため、必要な予算の確保及び早期執行について特段のご配慮をお願いしたい。

なお、補助金の交付額については、平成18年3月27日社援発第0327020号「社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条の規定に基づく都道府県の補助金の取扱いについて」厚生労働省社会・援護局長通知に基づき通知する単位金額に、別途、福祉医療機構が通知する平成25年4月1日現在における都道府県内社会福祉施設等職員数及び特定職員数を合計した数を乗じて得た額となるが、平成25年度における単位金額については、現在のところ、48,000円程度となる見込みである（別途、通知する予定）。

平成25年度福祉貸付事業の貸付条件の見直し内容について

分類	事項名	見直し内容
新規	1) 都市部における社会福祉施設等の整備に係る融資条件の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部とは、首都圏整備法等に規定される1都2府19県、全国の政令指定都市及び中核市とする。 ・融資率を90%に引き上げる。 ・耐火構造の施設は償還期間(うち据置期間)を30年以内(3年以内)とする。 ・対象施設は特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、保育所、障害福祉サービス事業所に限る。
	2) 国有地等の定期借地権制度を活用した社会福祉施設等の整備に係る融資条件の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏整備法等に規定される1都2府19県に加え、全国の政令指定都市及び中核市を対象地域に追加する。
	3) 自家発電装置整備に係る融資条件の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・融資率を90%に引き上げる。 ・平成26年度末までとする。
	4) 保育所の貸付けの相手方の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの相手方を法人に拡充する。
	5) 児童養護施設等の家庭的養護への転換の対象となる整備に係る融資条件の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・融資率は各施設の融資率に5%上乘せとする。
	6) 障害者自立支援基盤整備事業で対象となっていた整備種別に係る融資条件の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・融資率は各施設の融資率に5%上乘せとする。 ・平成26年度末までとする。
	7) 特定有料老人ホームの融資条件の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの相手方を社会福祉法人、日本赤十字社、医療法人及び一般社団・財団法人とする。 ・併設対象施設は、従来の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスに、病院及び介護老人保健施設を加える。
	8) 再生可能エネルギー等施設整備事業に係る融資条件の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・融資率を90%に引き上げる。 ・耐火構造の施設は償還期間(うち据置期間)を30年以内(3年以内)とする。 ・低炭素建築物として認定された建物であることを要件とする。
	9) 障害者優先調達推進法の円滑な施行のための障害者就労施設等の整備に係る融資条件の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・融資率を85%に引き上げる。 ・平成29年度末までとする。
	10) 償還期間の延伸	<ul style="list-style-type: none"> ・代理貸付対象施設の償還期間を直接貸付と同様とする。
	11) オンコスト保証制度の相手方の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人を不要とするオンコスト保証制度の対象の相手方を法人に拡充する。

分類	事項名	見直し内容
新規	12) 東日本大震災に係る被災地の復興のための優遇措置対象施設等の範囲拡充	・優遇措置の対象に保育所を追加する。
	13) 複合型サービス福祉事業の貸付けの相手方の拡充	・貸付けの相手方を法人に拡充する。
	14) 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置	・対象施設に通所施設等を加える。 ・貸付利率の優遇については入所施設において国または都道府県等から耐震化整備に係る補助を受けたものに限る。 ・平成25年度末までとする。
	15) スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置	・対象施設に小規模な入所系施設を加える。 ・平成25年度末までとする。
継続	16) アスベスト対策事業に係る優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成25年度末まで延長する。

(参考)平成24年度補正予算(案)及び予備費での見直し内容について

分類	事項名	見直し内容
新規	1) 社会福祉施設の高台移転に係る融資条件の優遇措置	・社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金及び介護基盤緊急整備等臨時特例基金等の交付が行われた施設整備に限る。 ・融資率を95%に引き上げる。 ・貸付利率を無利子とする。 ・その他二重ローン対策として個別に償還期限の延長等を実施する。 ・平成25年度末までとする。
継続	2) 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成25年度末まで延長する。
	3) スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成25年度末まで延長する。
	4) 介護基盤の整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成25年度末まで延長する。 ・貸付金利の優遇(当初5年間財融借入金利▲0.5%)については、耐震化整備に係るものに限る。

